

川崎銀柳街 街づくりルール

川崎銀柳街商業協同組合

川崎銀柳街 街づくりルールの策定、運用にあたって

1. 街づくりルールの策定

川崎駅周辺の特に東口一帯は、官公庁施設や大型商業施設、古くからの繁華街が立地し、そのポテンシャルによって市内随一の集客がある地域です。川崎銀柳街はその中核的商店街であり、これまでも地域の発展に大きな貢献を果たしてきました。商店街は、その価値を将来に渡って担保し、次世代に受け継いでいく責務があります。そのためには、商店街における当事者の皆様が互いに協調することで、街のにぎわいと未来への発展を担保する基本的な考え方が必要です。ここに、当事者の皆様が共有すべき「川崎銀柳街 街づくりルール（以下、街づくりルール）」を策定します。

2. 街づくりルールの適用範囲

街づくりルールは、川崎銀柳街商業協同組合（以下、組合）所有のアーケード内（以下、街内）に面した敷地、建物及び店舗に適用します。

3. 街づくりルールの運用

街づくりルールは組合にて運用します。街づくりルールの内容に変更等の必要が生じた場合は、総会にて協議し、承認、施行します。

4. 届出の対象となる行為

街づくりルールの適用範囲内において次の行為を計画している場合、行政による各種手続きの事前に、行為の内容及び工程がわかる図面等資料一式を組合に届出の上、協議を行ってください。

- (1) 建物の新築・増改築
- (2) 新規出店
- (3) 屋外広告物等の新設又は取り替え
- (4) 内装工事、外壁工事、解体工事、道路を利用して行う各種工事
- (5) その他、組合で届出が必要と認めた行為

街づくりルールにおいて禁止されている建物の用途、形態・意匠、屋外広告物（既存不適格物件）がある場合、建て替えや改修を行う際に、街づくりルールに則った是正をお願いします。

《街づくりルールに関するお問い合わせ》

川崎銀柳街商業協同組合 事務局
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 3-7
TEL/FAX 044-233-1666
jimukyoku1666@ginryugai.or.jp

川崎銀柳街 街づくりルール(本文)

1. 建物の用途について

- (1) 次に掲げる用途は禁止します。
- ① 1、2階を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの（1階の住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供する部分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）
 - ②工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）
 - ③自動車教習所
 - ④勝馬投票券販売所、場外車券売り場その他これらに類するもの
 - ⑤倉庫業を営む倉庫
 - ⑥キャバレー、料理店※その他これらに類するもの
 - ⑦個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（略称 風営法／6頁 **別紙1** 1. 参照）」に基づく許可申請が必要な用途の場合、行政による各種手続きの事前、組合に届出の上、協議を行ってください。

※料理店…「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二条第一号に定義された「キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」のことを示します。一般的な「割烹料理店」や「レストラン」などの「飲食店」とは区別されます。

2. 建物の形態・意匠について

- (1) 建物の1階の壁面は道路境界線から可能な限り後退し、商品の陳列やお客様の滞留に利用できる空間を確保してください。
- (2) お客様が2階以上の店舗にアクセスしやすい様に、入口や階段、エレベーター等の位置、形状を工夫してください。
- (3) アーケードと建物の間隙に雨仕舞を施し、街内に風雨・風雪が吹き込まない様に配慮してください。その際は、アーケード本体に接触しない構造とし、建物の形状に応じた雨水の処理方法について、組合と必ず協議してください。
- (4) 隣接する建物との間隙について、風雨・風雪の吹込みの防止や人が立ち入ることのない様に、隣地権利者等と協議を行った上で、可能な限り意匠パネル等による目隠しを施してください。

3. 屋外広告物等について

- (1) 建物の壁面を利用して屋外広告物等を設置する場合、新設又は取り換えに限らず、「川崎市屋外広告物条例（7頁 **別紙1** 2. 参照）」を遵守したものとしてください。
- (2) 1建物あたりの壁面看板、袖看板、その他の建物の壁面を利用した屋外広告物等は、原則としてその種類ごとに1物件とします。但し、角地に面した建物、間口や空地が大きい建物、1建物に複数の店舗が入居している建物などの場合は、組合と協議することができます。

- (3) 袖看板等の道路の上空に表示する屋外広告物等は、何らかの事故により破損した場合、当組合は原則としてその保証を担保するものではないため、予め施設賠償保険の加入等の対応を行ってください。
- (4) 屋外広告物等の位置・大きさは、組合が所有するアーケードの天井面・支柱・照明器具・防犯カメラ等や、隣接する建物の屋外広告物・照明器具・防犯カメラ等の工作物と十分な離隔（1 m以上）を確保し、互いに干渉し合う或いは維持管理に支障が起きることのない様に配慮してください。
- (5) 屋外広告物等のデザインは、著しく華美な色彩・装飾や、激しく点滅する装置類、大型の映像装置類等の使用は避けてください。

4. 街内の使い方について

(1) 商品の陳列等について

- 商品の陳列や置き看板・のぼり等の設置は、自店舗の敷地内で行ってください。道路内にこれらを置くことは、「道路交通法（7頁 **別紙1** 3-1.参照）」における「交通の妨害」行為であるとともに、「屋外広告物法（8頁 **別紙1** 3-2.参照）」に基づく「違反」行為として除却等の対象となります。
- 組合が主催する催事等で道路を使用する場合は、歩行者や緊急車両の通行の妨げにならないこと、2階以上への入口をふさがないこと、隣地への迷惑にならないこと等の配慮を十分に行ってください。

(2) 客引き行為等について

- 道路等の公共の場所において、不当な客引きや迷惑ビラの配布等の行為は、「神奈川県迷惑行為防止条例（8頁 **別紙1** 4-1.参照）」によって禁止されています。
- 同様の行為は、「川崎市客引き行為等の防止に関する条例（9頁 **別紙1** 4-2.参照）」でも禁止されており、街内を含む川崎駅東口周辺は「重点地区」に指定されています。
- 道路に向けて大音量で音を流す、又は客引きのために大声を張り上げる等の行為は、極力控えてください。その目安は、組合による街内放送を妨げない範囲とします。

(3) 自転車の通行・駐輪について

- 街内では自転車を降りて歩いていただけるように、お客様に注意を促してください。
- 街内は自転車等放置禁止区域です。自転車で来店するお客様のための駐輪場所の確保、又は所定の駐輪場の案内を行ってください。やむをえず道路上に駐輪された場合は、歩行者や緊急車両等の交通の妨害とならない様に、随時誘導・整理を行ってください。

(4) 荷捌きについて

- 街内の歩行者天国は毎日 10:00~24:00 です。商品の搬入搬出等の荷捌き行為は 10:00 までに行ってください。
- 街内は駐車禁止区域です。荷捌き車両は砂子側の道路上白線に沿って車道側に停車し、荷捌き行為は可能な限り速やかに行ってください。白線の歩道側や、駅前本町側への停車は禁止します。

(5) 街内の美化について

- 建物前の道路の清掃は毎日行ってください。
- 建物やアーケード、路面等に落書きや違法な貼紙を発見した場合、放置せずに、通報及び除去作業などの速やかな対応を心がけてください。

(6) 防犯・防災対策について

- 防犯カメラ、夜間照明の設置など、建物のセキュリティ対策を十分に行ってください。
- 防災備品の確保、AEDの設置、災害時を想定したお客様の避難誘導など、常日頃の防災対策を行ってください。

5. 街づくりへの参加・協力について

「神奈川県商店街活性化条例（10 頁 [別紙1](#) 5.参照）」に基づき、組合への加入及び組合が実施する商店街の活性化を図るための事業または地域貢献等の取組に積極的に参加・協力するとともに、応分の負担をお願い致します。

附則

本街づくりルールは、「川崎駅周辺地区商店街協定（11頁 [別紙2](#) 参照）」を批准するものとして、平成29年5月22日より施行します。

令和元年5月27日 一部改定

令和3年5月24日 一部改定

街づくりルールに関連する法令等(抜粋)

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(略称 風営法)

(用語の意義)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
 - 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
 - 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
 - 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
 - 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）
- 2 この法律において「風俗営業者」とは、次条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて風俗営業を営む者をいう。
 - 3 この法律において「接待」とは、歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
 - 4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する営業をいう。
 - 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。
 - 6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 浴場業（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業
 - 二 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（前号に該当する営業を除く。）
 - 三 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定するものをいう。）として政令で定めるものを経営する営業
 - 四 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業
 - 五 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業
 - 六 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの
- 7 この法律において「無店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。
 - 一 人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの
 - 二 電話その他の国家公安委員会規則で定める方法による客の依頼を受けて、専ら、前項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける営業で、当該物品を配達し、又は配達させることにより営むもの
 - 8 この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。
 - 9 この法律において「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含

む。次項において同じ。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。以下同じ。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。

10 この法律において「無店舗型電話異性紹介営業」とは、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含むものとし、前項に該当するものを除く。)をいう。

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る。)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く。)をいう。

12 この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

13 この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと(当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。)を内容とする営業をいう。

一 接待飲食等営業

二 店舗型性風俗特殊営業

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。)で、午前六時か

ら午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

(営業の許可)

第三条 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別(前条第一項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。)に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、前項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2. 川崎市屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(広告物の在り方)

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置

(2) 前号の許可の期間の更新

(3) 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造(規則で定める軽微な変更又は改造を除く。)

※広告物又は掲出物件の規格については、「川崎市屋外広告物条例施行規則」を参照

3-1. 道路交通法

(禁止行為)

第七十六条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

2 何人も、信号機又は道路標識等の効用を妨げるような工作物又は物件を設置してはならない。

3 何人も、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。

3-2. 屋外広告物法

(違反に対する措置)

第七条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第三条から第五条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第三条から第六条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収することができる。

4 都道府県知事は、第三条から第五条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに

類する広告物をいう。以下この項において同じ。））、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第一号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあっては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

二 管理されずに放置されていることが明らかなきとき。

4-1. 神奈川県迷惑行為防止条例

(不当な客引行為等の禁止)

第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は呼び掛け、若しくはビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をすること。

(2) 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

(3) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。）において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供について客引きをすること。

(4) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてな

して飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は勧誘をすること。

(5) 売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

(6) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事させる目的で勧誘をすること。

ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服を捕らえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、身辺につきまとう等のしつような方法で、客引きをし、又は役務に従事させる目的で勧誘をすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配り、若しくは提示して客となるよう誘引をしてはならない。

4 何人も、公衆の通行の用に供する場所において、第1項各号に掲げる行為（同項第5号及び第7号に掲げる行為を除く。）を行う目的で、うろつき、とどまり、又はたむろしてはならない。

（迷惑ビラ等を配る行為等の禁止）

第10条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公共の場所において、次のいずれかに該当する写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラその他の文書図画（以下「迷惑ビラ等」という。）を配ること。

ア 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 人の性的好奇心をそそる、水着、制服等を着用した人の姿態の写真又は絵であつて、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言等

エ 人の性的好奇心をそそる物品又は性具その他の性的な行為の用に供する物品の販売

を表す文言等であつて、人を著しく羞恥させるような卑わいなもの

(2) 電話ボックス、公衆便所その他公衆の用に供する建築物の内側、公衆の見やすい屋外の場所又は公衆が出入りすることができる屋内の場所であつて公衆の用に供する屋外の場所から容易に見える場所に、迷惑ビラ等を掲示し、又は配置すること。

(3) 正当な理由がないのに、住居その他の現在する建造物に迷惑ビラ等を配ること。

2 何人も、前項各号に掲げる行為を行う目的で、迷惑ビラ等を所持してはならない。

3 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に第1項の規定に違反する行為をさせてはならない。

※以下、省略

4-2. 川崎市客引き行為等の防止に関する条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、広場、駅その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

(ア) 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

(イ) 歓乐的雰囲気を醸し出す方法で客をもてなす行為

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

※以下、省略

(客引き行為等防止重点区域の指定等)

第6条 市長は、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ指定しようとする区域内の事業者等の関係団体の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域における客引き行為等の禁止)

第8条 事業者等は、重点区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為を中止するよう指導することができる。

※以下、「勧告」「命令」と続く。

(公表)

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所又は店舗の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(罰則)

第15条 第11条の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

5. 神奈川県商店街活性化条例

(目的)

第1条 この条例は、商店街が地域社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、チェーン店、大型店をはじめ、すべての事業者がその事業を営む地域の商店街における活動に積極的に参加し、協力する機運を高めることにより商店街の活性化を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。

川崎駅周辺地区商店街協定

かわさきタウンマネジメント機関

川崎銀柳街商業協同組合

チッタ通り商店街振興組合

たちばな通商店街振興組合

川崎砂子会協同組合

川崎平和通商店街振興組合

パレール商店会

川崎銀座商業協同組合

川崎駅前仲見世通商店街振興組合

川崎駅前大通商業協同組合

砂子一丁目商和会協同組合

川崎市東田商店街商業協同組合

川崎駅西口商店会

第1条 目的

川崎駅前地区商店街協定(以下 商店街協定)は、川崎駅周辺地区を対象として「誰もが楽しく安全に歩ける街を形成する」ために、関係商店街全体が協同して守るべきことをかわさきタウンマネジメント機関(以下、かわさきTMO)が定め、世界に誇れる街の環境を創ることを目的としている。街の環境をつくるものは、そこに生活し、そこで営む人々である。それら人々を信頼することなくして、街の環境はつくりえない。本協定は、これら信頼を構築し、信頼の上になりたつものである。

第2条 対象の範囲

対象は、かわさきTMOの活動対象地区とし、地区内において事業を営むものすべてとする。

第3条 看板

置き看板は、敷地内に置くものとする。敷地からはみ出して道路上に置かれた看板は、通行者の歩行を妨げ、危険であり、商店街の美観を損なうものである。また、看板のデザインは、商店街が目指す環境に沿ったものとする。

ただし、置き看板および看板のデザインに関して各商店街が定めるものがある場合は、各商店街の方針に準ずるものとする。

第4条 商品展示

各店舗の商品展示は、それぞれの敷地内で行う。敷地よりはみ出しての道路上の商品展示は、道路交通法違反となるものであり、通行者の歩行を妨げ、危険であり、商店街の美観を損なうものである。敷地よりはみ出して商品展示することを禁じる。

ただし、各商店街において、イベントや特殊な環境を形成する場合は、商店街の方針に準ずるものとする。

第5条 自転車

自転車は、定められた場所以外に置くことを禁じる。自転車の放置は、都市景観を阻害し、路上歩行空間を奪い、高齢者・障害者・幼少者などにとっては危険ですらある。当該地区の事業者は積極的に自転車の置場を設置することに努めるほか行政の自転車対策に協力し、路上等からの放置自転車を排除する。

第6条 客引き行為

安心かつ快適に歩き楽しめる街にするために、客引き行為を禁止する。客引き行為は、歩行者に不安と不快感を与え、街の品格を貶める行為である。神奈川県迷惑行為防止条例を基本として当該地域から客引き行為を排除する。

第7条 荷捌き

当該地区内の商品等荷物の搬出搬入において、駐停車は定められた所定の荷捌き場を利用することとし、歩行者の安全を阻害しないように努める。

第8条 国際都市にむけて

川崎市は全国の都市のなかでも外国人居住者への環境整備が図られているが、さらに羽田空港国際化を契機として商店街では国際都市にふさわしい環境およびサービスの整備をはかる。

第9条 協定の実行

本協定は、とくに罰則規定を伴うものではない。よって、その実行性においては、各商店街及び各店舗の積極的な賛同と協力に頼るものである。本協定に賛同し協力する店舗には、その「心映え」をあらわす形でTMO所定の印(マーク)を提供する。所定の印が増えることで「店舗の心映え」が「通りの心映え」となり、そして「街の心映え」となることを期するものである。

参考:かわさきタウンマネジメント機関(かわさきTMO)とは

かわさきタウンマネジメント機関(以下かわさきTMO)は、川崎駅周辺地区における2つの商店連合会、12の商店街、9の大型店、4の金融機関、川崎市、川崎区、商工会議所、財団法人産業振興財団により構成される機関で、良好な都市環境を形成し、川崎市の中核的商業空間を創ることを目的として活動している。

川崎銀柳街 街づくりルール《チェックリスト》

次の行為を計画している場合、行政による各種手続きの事前に、組合に「届出」が必要です。
下記リストにてルールのチェックを行い、行為の内容及び工程がわかる図面等資料一式を提出してください。

《届出の対象となる行為》 ※計画中の行為に○を

- (1) 建物の新築・増改築 (2) 新規出店 (3) 屋外広告物等の新設又は取り替え
- (4) 内装工事、外壁工事、解体工事、道路を利用して行う各種工事
- (5) その他、組合で届出が必要と認めた行為

《提出物》 ※行為の内容及び工程がわかる図面等資料一式 →チェック[]

《チェックリスト》 ※ルールに適合している場合、チェック欄に☑

項目	ルール	チェック
1. 建物の用途について	1、2階は店舗となっている	<input type="checkbox"/>
	風営法に基づく届出・許可が必要な用途の場合	要協議
2. 建物の形態・意匠について	1階に商品の陳列やお客様の滞留に利用できる空間を確保している	<input type="checkbox"/>
	2階以上の店舗へのアクセスの工夫がなされている	<input type="checkbox"/>
	アーケードと建物の間隙に雨仕舞を施している	要協議
	隣接する建物との間隙に目隠しを施している	<input type="checkbox"/>
3. 屋外広告物等について	川崎市屋外広告物条例を確認している	<input type="checkbox"/>
	屋外広告物の種類ごとの数量（原則、種類ごとに1物件）が守られている	<input type="checkbox"/>
	事故等による破損に対する施設賠償保険の加入等の対応を行っている（任意）	<input type="checkbox"/>
	アーケードや隣接する建物の工作物からの離隔が確保されている	<input type="checkbox"/>
	華美な色彩や装飾、点滅装置、映像装置類を使用していない	<input type="checkbox"/>
4. その他	防犯カメラの設置、夜間照明等、セキュリティ対策を行っている	<input type="checkbox"/>
	防災備品、AEDの設置等、防災対策を行っている	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

《届出者》

事業所名	屋号（店舗名）
代表者名	連絡責任者名
所在地 〒	
TEL	FAX
E-mail	